

平成 25 年度 事業計画書

1 事務局

豊島修練会は、平成 24 年 3 月 21 日、内閣総理大臣名による公益財団法人への認定書を受領し、それに沿って東京法務局への移行登記を済ませ、4 月 1 日より公益財団法人としてのスタートを切ることができた。また、4 月 18 日に、内閣府公益認定等委員会に移行完了届を提出し、それが受理されて、移行に関わる事務手続きを終了した。これにより、所管が従来の文部科学省から内閣府に変更となった。

事務局としては、次の点に配慮して 1 館 2 荘の経営に当たるとともに、一層公益性を重視した活動の推進をして参りたい。

1. 公益目的事業の推進を重視する評議員会、理事会そして監査の実施
2. 公益法人会計基準に適合する経理の的確な実施
3. 本法人の主務官庁である内閣府への的確な報告、届出並びに連携
4. 1 館 2 荘の業務体制、内部管理体制の充実を図り、利用者のための快適さの追求
5. 1 館 2 荘の利用者の増加を図るさまざまな方策の実施へ努力
6. 1 館 2 荘について、時宜を得た一層の防災・減災対策の強化の推進
7. 不特定かつ多数の人たちへの広報活動として、広報誌の定期的な発行のほか、「ホームページ」「貼り紙」「ちらし」等の充実による PR の推進

2 教育文化会館を活用した事業（公益目的事業 1）

（1）貸室事業の推進

不特定かつ多数の人たちの教育・文化・福祉にかかわる活動のために施設を

貸与し、それらにかかわる活動の向上及び地域社会の健全な発展に役立つ事業を行う。安全で清潔な施設を貸与し、活動の場を提供する。

(2) 各種活動への支援（個人・団体、教育・文化・福祉）

各種活動の活動内容に応じて、親切・丁寧支援する。

(3) 主催・共催事業の開催推進

教育・文化・福祉にかかわる児童・生徒のための自主事業を開催し、児童・生徒の健全育成に寄与する。また、高齢者を主とした成人のための映画鑑賞会など、教育・文化・福祉にかかわる共催事業を推進し、地域社会の健全な発展に貢献する。

(4) 事業推進のための基礎の充実

① 経理的事業

- 各月の経理状況を比較、検討し、複数の担当者がかかわることによって財務基盤の明確化と経理処理の適正化を計る。
- 安全性を確保（施設・設備の計画的改修・修繕）するための必要な予算措置を計画的に講じる。
- 諸経費を計り、算出を見通すとともに、ホームページを通して必要な定款に定められた経理情報開示する。

② 技術的能力

- 利用者の自己実現を図る取組への援助、協力を行う。
- 幼児・児童・生徒への教育活動を援助する。
- 利用者の活動を念頭に施設設備の充実に努めるとともに、活動を支援する。

3 臨海学寮・林間学寮を活用した事業（公益目的事業2）

(1) 宿泊施設としての貸室事業の推進

昨年度は、一昨年東日本大震災による利用者の減少を解消し、例年なみの

貸室事業が推進できた。しかし、公益目的としての団体での学寮利用は、減少の傾向にあるので、平成25年度は以下の点について、取り組んでいく。

- 都内、近県学校の教育課程内利用者等への案内を拡充していく。
- 教育課程内利用者への利用方法や利用料金について支援する。
- 利用料金や、利用規程の見直しと改訂を進める。
- 賛助会員への情報提供と一般の団体への広報活動を進める。

(2) 各種活動の活動に対する支援（少数団体・多数団体、宿泊訓練・野外活動）

- 勝浦市、茅野市との連携を継続し、教材になるような情報を提供する。
- 都内、近県学校の教育課程内での教育活動に支援していくための活動内容のプログラム作りをさらに充実させる。（学寮の周りにある施設の情報収集、発信）

(3) 主催・共催事業の推進

- 林間学寮や臨海学寮の環境を活かした、自然体験教室を企画実施する。

(4) 事業推進のための基礎の充実

① 経理的基盤

- 基本財産運用収入として寮費、賛助会費、特別会計よりの繰入金当てられる。
- 経理処理は本法人担当職員と委託の会計事務所担当者が行う。
- 収支予算書、貸借対照表ともに開示対象でHP上に公開する。

② 技術的能力

- 貸室事業は本法人職員が担当、運営管理する。
- 学寮としての適切な管理にあたるため、管理人を配置する。
- 貸室事業を円滑に進めるために㊦安全面の整備 ㊧衛生面の整備 ㊨設備の充実を実施する。

- ㊦防災計画の見直しと避難経路の確認、消防署など関係機関との連携、強化防火・防犯のための荘周辺の整備、罹災時その他必要に応じた市や市民への施設の提供
- ㊧レンタル会社と布団のレンタルの継続、地域の業者と連携したりネンサービスの円滑な実施、常備しておく布団の収納場所の確保
- ㊨学寮の内部の補修（ふすま、網戸等）、外部の補修（一字荘：水道管点検、至楽荘：崖の整備）、必要備品の補充

4 教育文化会館の一部の賃貸事業（収益事業1）

(1)賃貸している団体や法人

1階の2教室分と平日午前中のホールを豊島なでしこ幼稚園に貸与し、幼稚園は教育活動に利用している。また、4階と5階部分を東久留米市教育委員会に貸与し、教育相談、不登校児童・生徒のため学習適応教室、教員のための各種研修会などに活用している。

(2)賃貸料の活用

(3)今後の課題

事務局	〒203-0014	東久留米市東本町8-14
		成美教育文化会館内
TEL	042-471-6600	
FAX	042-473-4590	
HP	「豊島修練会」で検索	